

都城市郡医師会病院 院内感染対策指針

この指針は、都城市郡医師会病院（以下、「当院」）における院内感染対策及び院内感染発生時の対応等における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として、下記の項目について定めたものである。

1. 院内感染に関する基本的考え方
2. 委員会、その他の組織に関する項目
3. 職員研修の基本方針
4. 感染症発生状況報告に関する基本方針
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
6. 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針
7. その他、院内感染防止対策推進のための基本方針

1. 院内感染に関する基本的考え方

当院は、高次医療の地域中核医療機関として、その中心的な役割を担っており、共同利用型病院として医療度の高い患者を受け入れている。院内感染防止については、必要十分な対策を講じることが責務とされている。全病院職員が「院内感染対策マニュアル」を厳守、徹底し院内感染の防止、感染症発生時の拡大防止に努めるよう都城市郡医師会病院 感染対策管理委員会を設置し本指針を作成する。

2. 委員会、その他の組織に関する項目

院内感染防止対策のための組織として、「感染対策管理委員会」「感染対策管理室」「感染対策管理小委員会」「リンクスタッフ委員会」を設置する。また「感染対策管理委員会」に「感染対策管理室」「感染対策管理小委員会（院内感染対策チーム 以下 ICT）」「リンクスタッフ委員会」を配置し実施体制を確保する。

「感染対策管理委員会」は病院長を委員長とし、院内感染に対する適切な対策の分析・評価を行い感染対策の実施状況を把握する。「感染対策管理委員会」にて協議された内容について最終的な決定を行い、「感染対策管理室（事務局）」を介して全職員へ周知する。委員会は原則として、毎月1回定期的に開催する。

「感染対策管理室（事務局）」は感染対策管理室長を委員長とし、各部門における感染対策の実施状況に基づき、感染対策のための業務改善計画書を作成し、それに基づく感染対策の実施状況及び評価結果の記録、感染対策管理委員会との連携状況、院内研修の実績、その他の活動実績の把握や記録を行う。

「感染対策管理室（事務局）」は感染対策管理室長、感染対策担当医師、認定感染管理看護教育課程受講者、総看護師長、その他感染対策室長が必要と認める者で構成し、感染管理に係る取り組みの評価を行うカンファレンスを月1回程度開催する。

都城市郡医師会病院 感染対策管理小委員会はICT : Infection Control Team、(以下「ICT」)を兼ね、

感染対策担当医師、外科医長、形成外科医長、薬剤師、総看護師長、検査技師、認定感染管理看護教育課程受講者、リンクスタッフ委員長で構成し、「感染対策管理室」より依頼を受けた感染対応策の検討を行う。さらに感染対策に係るさまざまな防止策の情報を共有し、それぞれの部署の職員に周知する。

「リンクスタッフ委員会」はリンクスタッフ委員長(感染対策担当医師)、認定感染管理看護教育課程受講者、看護主任、看護部の各部署2名、臨床検査技師、薬剤師、臨床工学技士、理学療法士、事務で構成し、「感染小委員会」より依頼を受けた事案について感染防止策の検討を行う。さらに、感染防止に係るさまざまな情報を共有し、それぞれの部署の職員に周知し感染拡大の抑制につなげる。毎月1回定期的に開催する。

3. 職員研修の基本方針

院内感染防止対策については全ての職員が適切に理解し、状況の変化に対応できることが必要である。このため、全職員を対象に感染防止対策に関する研修会を原則年2回以上開催する。また、「院内感染対策マニュアル」は、いつでも確認できるように各部署に配置する。

4. 感染症発生状況報告に関する基本方針

院内で感染が拡大する可能性のある疾患（インフルエンザ、疥癬、流行性角結膜炎、その他）、また法令に定められた感染症は院内感染症報告書を感染対策委員会事務局に提出する。（感染対策マニュアルに準ずる）

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

集団院内感染（アウトブレイク）が発生した場合、報告を受けた感染対策委員（各病棟看護師長）は感染対策委員会事務局へ報告する。感染対策委員会は当該部署を協力し、初期対応、原因微生物の特定、感染拡大の抑制に努める。緊急を要する感染症で深刻なものである場合は、総病院長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策を講ずるとともに再発防止及び対応方針を検討する。

6. 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

当院の院内感染対策の指針に関してはホームページに内容を開示する。

7. その他、院内感染防止対策推進のための基本方針

感染対策委員会は看護師を中心とした「リンクナース委員会」、医師を中心とした「感染対策小委員会」を下部組織に持ち、各委員会の開催、環境整備、調査、院内巡視を定期的に行うことにより、現場での実践教育や感染防止策の啓蒙を行う。